



上下水道・くらし

水道

水道

水の窓口：川越市上下水道料金センター
TEL 249-1911

水道事業は、市の会計とは独立した「企業会計」により運営されています。皆さんに水を供給する受・浄水場の維持・更新や水道管の埋設工事は、そのほとんどが水道料金で賄われています。水道料金は、市町村で設備内容が異なるため、違いがあります。

市では、使用するメーターの口径によって基本料金が異なり、使用量が増すごとに単価が高くなる料金計算方式を採用しています。使用量は2か月ごとに検針し、料金をお支払いいただきます。

*お支払いが滞ると給水停止になる場合がありますので、ご注意ください。

①届け出

使用を開始するとき・使用を中止するとき・その他変更などがあるときは、水の窓口：川越市上下水道料金センターへご連絡ください。

使用開始・中止の届出方法

電話・ファクス・インターネット



②検針にご協力を

検針は2か月に1度、検針員が各家庭を訪問し、行っています。この時、メーターボックスの上に物が置いてあったり、近くに犬がいたりすると検針できないことがありますので、検針しやすいようにご協力をお願いいたします。

③お支払い

いずれかの方法によりお支払いください。

□現金払い

□口座振替

申し込み 金融機関窓口

必要なもの

- 領収書または使用水量のお知らせ
- 金融機関に届けてある印鑑

□スマホアプリ支払い

申し込み

不要（アプリのインストール、セットアップは必要）

対応アプリ

PayB、楽天銀行アプリ、PayPay、銀行Pay、auPAY

*口座振替でお支払いの方は、停止の手続きを行ってください。

▶上手な水の使い方

家庭で使われる水の内訳は、炊事・洗濯で約40%、トイレ・風呂で約50%、その他で10%です。水はなくてはならない貴重な資源です。次のようなことに心がけて、大切に使いましょう。

- ①歯磨きのときは、水を流したままにしない
- ②風呂の残り湯は、再利用する
- ③洗車はバケツにくんだ水で
- ④洗濯はためすぎ、食器・野菜はため洗い

水道工事

給水サービス課 TEL 223-3071

水道を新設・改造・撤去する場合は、必ず市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

*指定給水装置工事事業者は、市ホームページを確認するか、給水サービス課にお尋ねください。

①水道利用加入金

水道を新設または改造（増設）する場合に、負担が必要です。

②届け出

水道の所有者が変わるときは、変更届が必要です。

〈広告〉

便器・洗面化粧台・給湯器・キッチンetc各種商品の交換
高圧洗浄・配管カメラ・漏水調査・排水つまりなど
水廻りのトラブルにも対応します。

☎ 049-235-4188



洗面化粧台交換



エコキュート交換



便器交換



給湯器交換

川越で
50年以上

有限会社 島田水道工業

川越市指定給排水工事事業者

〒350-0001 埼玉県川越市古谷上5689-2



LINE 公式アカウント
ラインからも
お問合せできます！

従業員
募集中



下水道

下水道

下水道課 TEL 223-0331

家庭から出た汚水と雨水は下水道管で集められ、汚水は県の水循環センターで処理され、雨水は川などに排出しています。

排水方法は、汚水と雨水を同じ下水道管で排水する合流式下水道と、別々の下水道管で排水する分流式下水道があります。

公共下水道が建設され「処理区域」として供用開始の告示があった後、3年以内に水洗化しなければなりません。また、処理区域内に家を新築、または改築する場合は、公共下水道に接続することが義務付けられています。

工事は、市指定下水道工事店に依頼してください。指定業者以外の工事は「無資格工事」となり、やり直し、または過料を科せられる場合もあります

(広告)

のでご注意ください。

*市指定下水道工事店は、市ホームページを確認するか、下水道課にお尋ねください

排水に心遣いを

下水道課 TEL 223-0331

①ディスポーザーについて

旧建設大臣認定またはこれと同等の性能基準による適合評価を受けたディスポーザーキッチン処理システムで、適切な維持管理が行われているもの以外は設置が認められていません。

②雨水は流さないで

市内の下水道は、雨水と汚水を別々の管で流す分流式が多くなっています。分流式の污水管に雨水が流れ込むと台風などの大雨で管内がいっぱいになったとき、マンホールから汚水があふれ出してしまう。施設の保守・環境衛生のため、雨水は分流式下水道の污水管には流さないでください。

下水道使用料

水の窓口:川越市上下水道料金センター
TEL 249-1911

公共下水道を使用している方から、下水道使用料をお支払いいただきます。下水道使用料は、水道などの使用水量を污水排除量と見なして料金を算出し、水道料金と合わせて2か月ごとに請求します。

下水道事業受益者負担金

下水道課 TEL 223-0331

所有している土地または権利を持っている土地に下水道が整備されると、環境が改善され、その土地の利便性、快適性などが向上し、利益を受けます。下水道事業受益者負担金は、利益を受ける方を受益者として下水道建設費の一部を負担していただくものです。

おかげさまで
50
周年

水まわりの修理・リフォーム
地元の指定工事店にお任せください。

安心して
お任せ下さい！
親切・丁寧

大歓迎
お見積無料！
地元業者で
アフターも安心！

水漏れ・つまり

キッチンリフォーム

本下水、浄化槽

浴室リフォーム

水栓・蛇口交換

トイレリフォーム

職人完備の会社ですので安心価格で行ってます。
お見積り無料です。お気軽に御相談下さい。

株式会社アサヒ

地元密着50年
総合建設業・川越市給排水指定工事店

フリーダイヤル
0120-424-323

川越市砂新田 6-12-11 (南文化会館ジョイフル前)
建設業許可 (6) 46371 号 宅地建物取引業 (9) 14306 号 AM8:30 ~ PM6:00 (定休日: 祝日、日曜日) Tel : 049-243-0202

上下水道・くらし

水道屋さんまめ知識

市の指定工事店とは？
水道局に申請の出来る工事業者のこと。
(上下水道の取出し工事など)
市のお墨付きの業者ではありません。
申請を必要としない水廻りの修理や
トイレのつまりなどの業務しかしない
業者が指定工事店を取得して指定工事店
だから安心というお客様の心理を逆手に
とっている業者がいますのでご注意
ください。

有限会社 島田水道工業
川越市指定給排水工事事業者
〒350-0001 埼玉県川越市古谷上5689-2
TEL 049-235-4188

即日対応 明朗会計 出張無料

株式会社 水道救急車

高圧洗浄 蛇口交換
つまり 給湯器交換
水漏れ 水漏れ調査

悪徳業者にご注意ください。

川越市の方、限定割引あり お気軽にご相談ください。

0120-365463

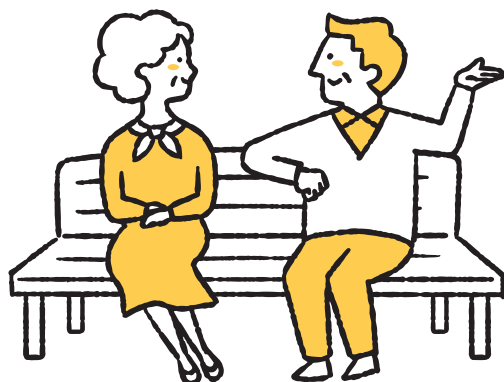
川越市中台元町1-7-17
<https://mizumore.site/lp1/>

**ミズの
ホットライン**

トイレ キッチン お風呂 ポンプ

川越市水道局指定工事業者
水まわりのトラブル即日対応
<https://www.water-hotline.net/>
ご相談・見積もり無料
0120-861-688
受付時間 8:00~21:00 ※年末年始を除く

「合同会社 一」 本社/本部事務所
東京都練馬区大泉町5-22-2



〈広告〉

明治41年創業

～より良い街づくりに貢献します！～



燃料・狭山茶・住まいの設備の“いとねん”

内装・外装工事／水まわり工事／増改築工事

ガス機器設置スペシャリスト登録店

川越市指定上下水道工事店

皆様にご満足頂けるよう一層精進してまいります。

株式会社 いとねん 代表取締役社長 伊藤博之

埼玉県知事許可(般-2)第65290号



ホームページもご覧下さい！

<http://www.new-itonen.com>

埼玉県川越市大字大袋新田467番地

TEL: 049-246-8709

株式会社 ジャパンサービスエージェンシー

やさしい感性が創る よりよい環境をめざして。

純水装置 販売、工事・水処理プラント全般・空調設備

“水”人類の生命力となる水

自然環境を維持している水

我が社は、この水処理に携わっていることを誇りとし、顧客企業の
発展、地球環境の向上に貢献すべく努力致しています。

川越市砂新田 TEL (049)242-2940

4-14-12 FAX (049)246-2344

ジャパンサービスエージェンシー

検索

トイレなどのつまり

トイレ、流しなどそこだけ水が流れないときは、市指定下水道工事店に連絡し、ご自身の費用で解決してください。
*市指定下水道工事店は、市ホームページを確認するか、下水道課にお尋ねください

宅地内ではなく、道路内の管がつまっている疑いがあるときは、下水道課にご連絡ください。

雨水対策施設設置補助

下水道課 TEL 223-0331

市の基準により雨水対策施設を設置する方に対し、補助を行っています(営利目的・仮設などの建築物および、過去に最大限の補助金交付を受けた方を除く)。雨水の一時的な流出抑制と有効利用を図るため、ご協力をお願いします。雨水対策施設の設置を計画している場合は、工事着工前にご相談ください。

補助金限度額

種類 基数	浸透型	利用型
1基	19,000円	19,000円
2基	33,000円	38,000円
3基	46,000円	
4基	58,000円	

*雨水対策施設の設置工事に要した経費に2分の1を乗じて得た額と上記限度額のいずれか小さい額が補助金額になります。

*補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

*浸透型と利用型を合わせて設置する場合は、それぞれの基数に応じた額を合計した額が限度額になります。

交通・道路・河川(水路)

川越シャトル

交通政策課 TEL 224-5519

市内には民間の路線バスのほか、交通空白地域の解消を図るため、駅や公共施設を結ぶ市内循環バス「川越シャトル」を運行しています。

詳しくはこちら▶



川越市
バスマップ

境界

建設管理課 TEL 224-5987

道路敷・水路敷に接する土地を測量する際に、境界が不明なときは、市と関係土地所有者による境界確認が必要です。確認の申請は、土地家屋調査士または測量士を代理人として依頼し、所定の用紙にその土地の案内図・公図の写し・関係土地所有者一覧表などを添え、建設管理課(小仙波庁舎2階)に申請してください。

道路についての問い合わせ

▶川越市道の維持補修に関すること

陥没など道路の異常を見つけた方は、場所をお知らせください。

道路環境整備課 TEL 224-6029

▶国道16号に関すること

国土交通省関東地方整備局
大宮国道事務所大宮出張所
TEL 048-663-4935

▶国道254号・国道407号・県道に関すること

埼玉県川越県土整備事務所
TEL 243-2020

かわまる

交通政策課 TEL 224-5519

路線バスや川越シャトルを補完し、交通空白地域における市民の移動支援を目的に、市の中心部を除いた3つの地区で事前予約制のデマンド型交通「かわまる」を運行しています。

詳しくはこちら▶



かわまる

道路占用

道路環境整備課 TEL 224-6029

道路上に電柱を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路占用」といいます。

地上に物件を設置することのほか、地下に水道・下水道・ガスなどの管路を埋設することや、沿道の建物から看板や日除け等を道路の上空に突き出して設置することも含まれます。

許可を受けるときには、所定の申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、道路環境整備課(小仙波庁舎1階)へ申請してください。なお、許可を受けた占用について名義変更等が生じた場合は、変更手続きが必要となります。道路占用には占用料がかかります。

道路・水路の付け替え交換、払い下げ

建設管理課 TEL 224-5987

道路や水路で分断された土地の有効活用を図るために、道路や水路の付け替え交換や、使われていない認定外の道路、不要になった水路などの払い下げが可能になる場合があります。

交換や払い下げを希望する場合には、建設管理課(小仙波庁舎2階)に相談の上事前協議申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、申請してください。

道路照明灯

道路環境整備課 TEL 224-6029

道路照明灯が点灯していないなどの異常を見つけた方、壊してしまった方は、設置場所をお知らせください。

〈広告〉

地域社会の発展のために



川越市の交通安全に貢献します

業務内容

標識・区画線・防護柵
カーブミラー・橋梁塗装・橋梁補修

川越市鯨井552

TEL 049-231-0833

<https://saitamaliner.com/>

カーブミラー

防犯・交通安全課 TEL 224-5721

カーブミラーを壊してしまった方、壊れたカーブミラーを見かけた方は、ミラーの番号(川越市No.〇〇〇と書かれたシールが貼ってあります)と設置場所をお知らせください。

防犯灯

詳しくは▶43ページ、「防犯灯の整備」をご確認ください。

河川の占用

河川課 TEL 224-6041

次のような場合には、河川占用許可申請が必要です。許可を受けるときには所定の申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、河川課(小仙波庁舎2階)へ申請してください。

▶ 出入りに関する占用

市が管理する河川(水路)などを出入り口として使う場合。なお、営利目的または出入り口の幅が4mを超える許可は占用料が掛かります。

▶ 合併浄化層の排水放流など

合併浄化槽で浄化した水などを市が管理する河川(水路)に放流する場合。

雨水流出抑制対策

河川課 TEL 224-6041

開発行為、建築行為などにおいて、敷地面積が500㎡以上の場合には、雨水対策事前協議申請が必要です。河川課(小仙波庁舎2階)に相談の上所定の申請書に必要事項を記入し、関係図書などを添付して、申請してください。

一部エリアについては下水道課が協議先になります。詳細については、下水道課に確認してください。

公園・樹木

公園

公園管理事務所 TEL 222-1301

公園は、安らぎの場として都市には欠かせないものです。譲り合って、楽しくご利用ください。

- 安比奈親水公園(散策・スポーツ施設など)
- 伊佐沼公園(広場)
- 御伊勢塚公園(広場・テニスコート)
- 笠幡公園(緑地・野球場)
- 岸町健康ふれあい広場(ウォーキング走路・健康遊具など)
- クレアパーク(商店街にある憩いの広場)
- 仙波河岸史跡公園(仙波河岸跡の自然豊かな公園)
- 濯紫公園(河川と一体になった公園)
- 初雁公園(本丸御殿・照明付き野球場)

*このほか各種公園施設があります。

- (仮称)川越市森林公園計画地内「森のさんぽ道」(公園計画地内の雑木林の一部を「森のさんぽ道」として開放。3.4kmと2.0kmのコース・ベンチなど)

公園整備課 TEL 224-5965

- 川越運動公園(陸上競技場・総合体育館・テニスコートほか)
- 川越運動公園総合体育館
TEL 224-8765

公園管理

公園管理事務所 TEL 222-1301

▶ 除草作業・害虫駆除作業

公園の除草・害虫駆除が必要な場合は、公園管理事務所にご連絡ください。殺虫剤を散布する場合は、事前に連絡します。作業のときは、洗濯物などに注意してください。

▶ 公園内の施設

園内灯・トイレ・水道などが壊れているのを見かけたときは、お知らせください。

▶ 砂場は誰のもの？

犬・猫が、砂場にふんをすると、子どもたちが遊べなくなってしまう。犬・猫は砂場に入れないようにしてください。

市民の森

環境政策課 TEL 224-5866

樹木を保全するとともに、市民の憩いの場とするため、民有地を借り受け、「市民の森」に指定しています。

- 第1号(小堤31ほか)
昭和60年度指定
- 第6号(笠幡1674-1ほか)
平成3年度指定
- 第7号(中台3丁目13-1ほか)
平成6年度指定

- 第8号(大袋452-1ほか)
平成9年度指定
- 第9号(笠幡2646-1)
平成10年度指定

保存樹木・樹林

環境政策課 TEL 224-5866

貴重な緑の保全のため、一定の基準を満たす樹木または樹林を「保存樹木」「保存樹林」として指定し、それらを保全していただく所有者に奨励金を交付します。

児童遊園

こども育成課 TEL 224-5724

地域における幼児および児童の身近な遊び場として、児童遊園を整備しています。日常の維持管理は自治会に依頼しています。遊具などが壊れているのを見かけたときは、こども育成課または自治会長にお知らせください。